

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 従業員や役員への貸付金

Q: 当社の役員に住宅取得資金を会社が貸付けた場合、利息はどうしたらよいですか。

A: 多くの人にとってマイホームを持つことは大きな目標のひとつですね。低金利時代とはいえ、必要資金は莫大なものです。そこで、少しでも有利な金利で、と考え“社内貸付け”を受ける場合が多々あります。

税法上、会社がその役員等に対して住宅等の取得資金の貸付けを行う場合は年利5%以上、一方、一般従業員に貸付けを行う場合は年利3%以上の利息をとることが要件とされています(所基通36-49、措令19条の2②)。

ところで、増改築を行う場合の“社内貸付け”も5%又は3%の利息でよいのでしょうか。

この場合は、措置法通達29-6に「増改築は床面積の増加を伴うものに限って住宅の取得となる」とされていることから、マンションフォーム等の単なる改築は一般貸付けと同じ金利の適用が必要となります。

一般貸付けは、原則として10%以上の年利の適用が要件とされていますが、10%を下回る金利の貸付けを行っても、この低金利時代にあっては、7%程度の年利で認定されることとなっているようです。

